



裾野市

発行：裾野市 建設部 まちづくり課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL: 055-995-1828 FAX: 055-994-0272

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>



裾野市

屋外広告物のしおり

(誘導基準の解説)





屋外広告物は、市民や来訪者に対してさまざまな情報を提供してくれますが、一方で屋外広告物の設置を無制限に認めると、都市や自然の景観が著しく損なわれるなど悪影響が懸念されます。

裾野市には、世界文化遺産「富士山」の美しい眺望をはじめ、その構成資産である「須山浅間神社」や世界かんがい施設遺産である「深良用水」など世界に誇れる自然的、文化的景観が数多くあります。

このような素晴らしい景観を適切に保存・継承していくため、条例に基づく許可基準に加え、より良好な屋外広告物の誘導を図るため、色彩や富士山の眺望景観への配慮事項など、屋外広告物を表示・掲出するみなさまに守っていただきたいルールをまとめた「誘導基準」を設けています。裾野市の美しい景観を後世に残していくため、屋外広告物を表示・掲出する場合は、この誘導基準に沿って計画をお願いします。

目次

1 屋外広告物のルール	03
2 誘導基準の解説	04
屋外広告物の種類別の基準	04
① 野立広告物（広告塔・広告板）	
② 屋上広告物	
③ 壁面突出広告物	
④ 壁面表示広告物	
⑤ 塀表示広告物	
⑥ アーケード広告物	
⑦ 電柱・街灯柱等広告物	
⑧ 消火栓標識柱広告物	
⑨ はり紙・はり札・立看板	
⑩ アドバルーン・広告幕・広告網	
⑪ のぼり	
色彩の基準	10
① 地色（ベースカラー）の誘導基準	
② 表示色（アクセントカラー）の誘導基準	
③ 脚部等の誘導基準	
④ 明度・彩度の例	
3 許可基準の概要	12
参考事例	13

1 屋外広告物のルール

2段階による規制誘導

裾野市では屋外広告物を設置するにあたって、2段階の規制誘導を行っています。1つは裾野市屋外広告物条例に基づく「許可基準」で、もう一つは条例には明記はされていないものの屋外広告物を表示・掲出するみなさまに守っていただきたい事項をまとめた「誘導基準」です。

◆2段階による規制誘導

裾野市屋外広告物条例
による「許可基準」



掲出主が遵守すべき
「誘導基準」

1 許可基準

裾野市屋外広告物条例に定められた許可基準であり、屋外広告物を設置する際は必ずこの基準を満たさなければなりません。許可基準は、規制地域や広告物の種類に応じて詳細に定められています。許可基準の概要は12ページをご覧ください。また、詳しい内容については、裾野市屋外広告物条例及び裾野市屋外広告物条例施行規則をご覧ください。

◆裾野市屋外広告物条例は裾野市のホームページからもご確認いただけます

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

裾野市屋外広告物条例

検索

2 誘導基準

「誘導基準」は、裾野市の眺望景観や自然景観と調和する屋外広告物の誘導を図るため、色彩や富士山の眺望景観への配慮事項などを定めたものです。屋外広告物の色彩や形態等が自然景観やまち並みと調和するものとなるよう次のページから示す誘導基準に沿って計画をしましょう！！



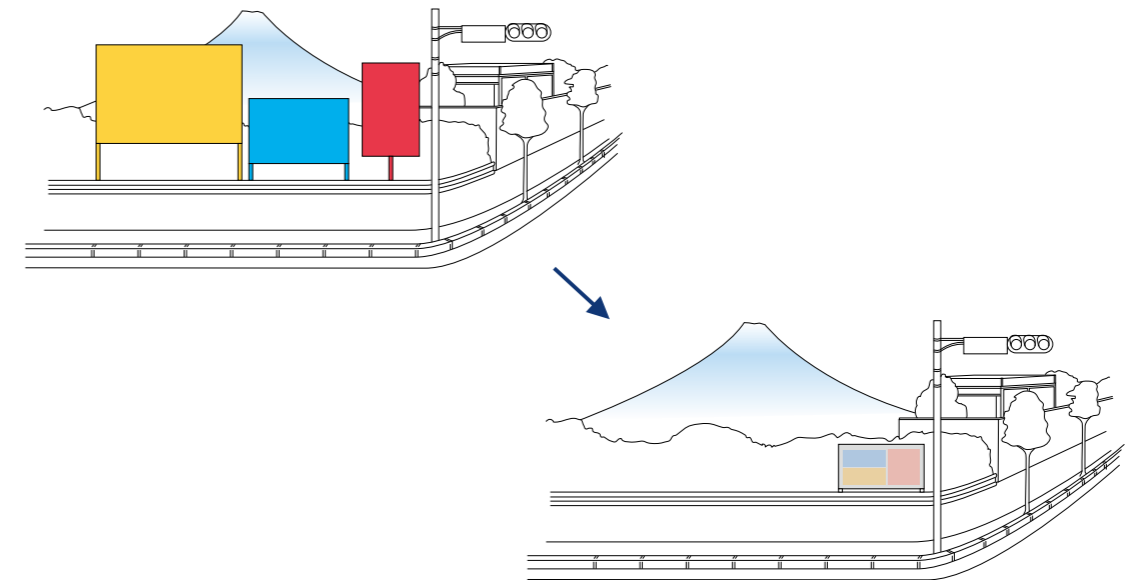
2 誘導基準の解説

屋外広告物の種類別の基準

裾野市の自然景観やまち並みと調和するものとなるように、主な広告物の種類ごとに規模、形態、配置、内容、色彩について基本的な考え方を示すものです。

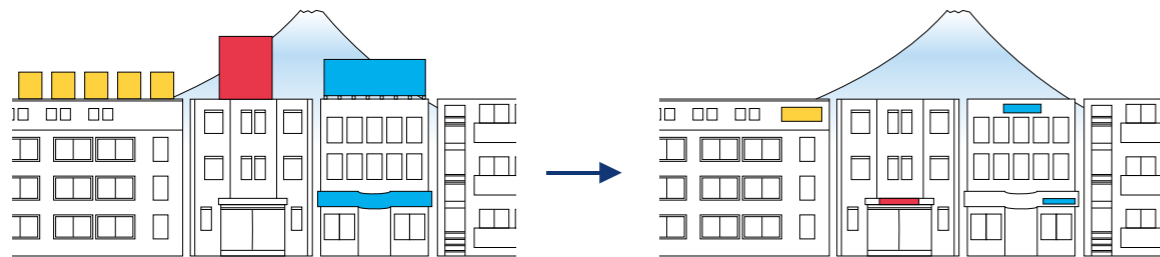
1 野立広告物（広告塔・広告板）

規模	・見通しや通行を妨げない大きさ、高さとしします。 ・周辺の建築物等との調和に配慮し、最小限の大きさとしします。 ・富士山の眺望に配慮し極力高さを低くしします。
形態	・複数の内容を表示する場合は集約化し、できる限り協同看板化を検討しします。 ・建物やまち並みに合わせたデザインとするとともに、安定感のある形態としします。
配置	・見通しや通行を妨げず、歩行空間を十分に確保できる位置に配置しします。
内容	・最小限の内容としします。 ・特別規制地域では、自家広告物の他、一定の設置基準を満たした案内図板としします。
色彩	・支柱や地色は建物や周辺と調和する色彩としします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩としします。



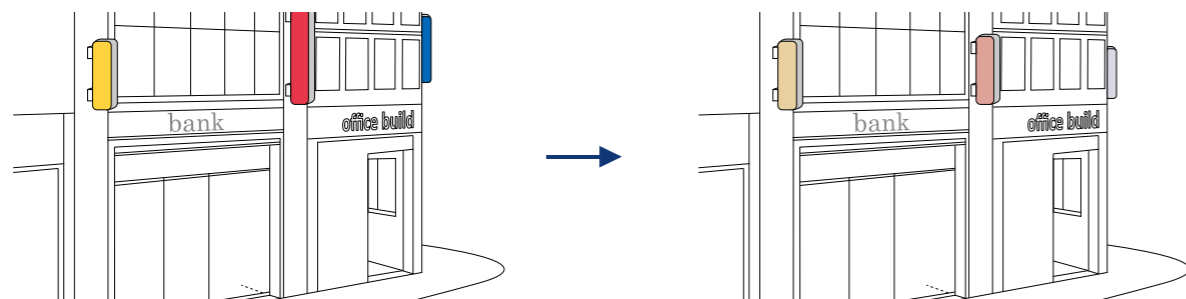
② 屋上広告物

規模	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の眺望を保全する観点などから、まずは壁面広告等で代替表示できないか検討します。 屋上広告を設置する際には、最小限の大きさ・高さとします。 建築物1棟につき1つの屋上広告とします。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 建物と一体的なデザインとし、圧迫感を与えない形態とするとともに、壁面広告との併用は極力控えます。
配置	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の良好な眺望の得られる地域では極力設置しないようにするとともに、周辺の建物との調和に配慮し、スカイラインを乱すことのない配置とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の内容とします。 特別規制地域において掲出する物件は、自家広告物のみとします。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色は建物と調和する色彩とします。 多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



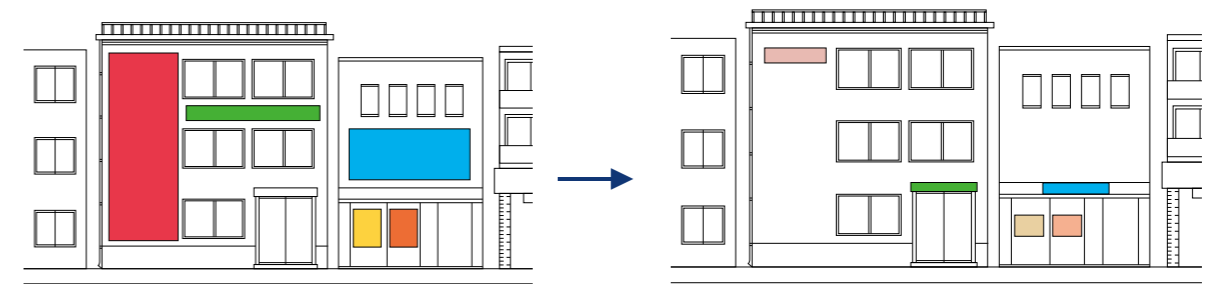
③ 壁面突出広告物

規模	<ul style="list-style-type: none"> 建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 建物と一体的なデザインとし、複数設置する場合には集合化を検討します。 突出幅は最小限とします。
配置	<ul style="list-style-type: none"> 建物や周辺との調和に配慮し、建物の片端に揃えて配置します。見通しや交通標識、信号などを遮らないほか、表示面の底辺が通行の妨げにならないものとします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の内容とします。 特別規制地域では、自家広告物に限ります。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色は建物と調和する色彩とします。 多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



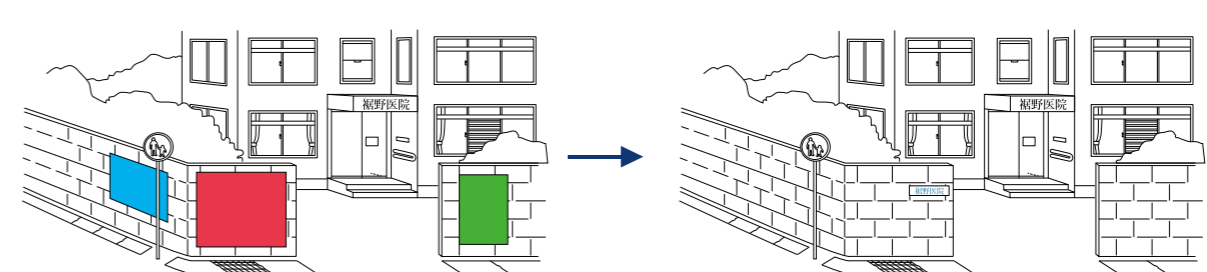
④ 壁面表示広告物

規模	<ul style="list-style-type: none"> 建物や周辺景観との調和に配慮し、最小限の大きさとしします。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 建物と一体的なデザインとします。
配置	<ul style="list-style-type: none"> 複数設置する場合は、位置や大きさを統一させた配置とします。 広告は1階部分など出来る限り低層部に揃えて配置し、2階以上等への掲出は出来る限り控えます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の内容とします。 特別規制地域では、自家広告物に限ります。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色は建物と調和する色彩とします。 多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



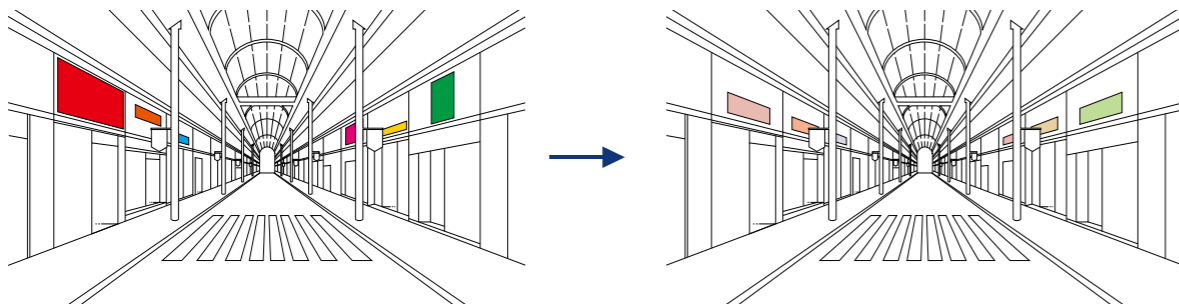
⑤ 塀表示広告物

規模	<ul style="list-style-type: none"> 建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさとしします。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 塀と一体的なデザインとします。
配置	<ul style="list-style-type: none"> 複数設置する場合は、位置や大きさを統一させた配置とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の内容とします。 特別規制地域では、自家広告物に限ります。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色は建物と調和する色彩とします。 多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



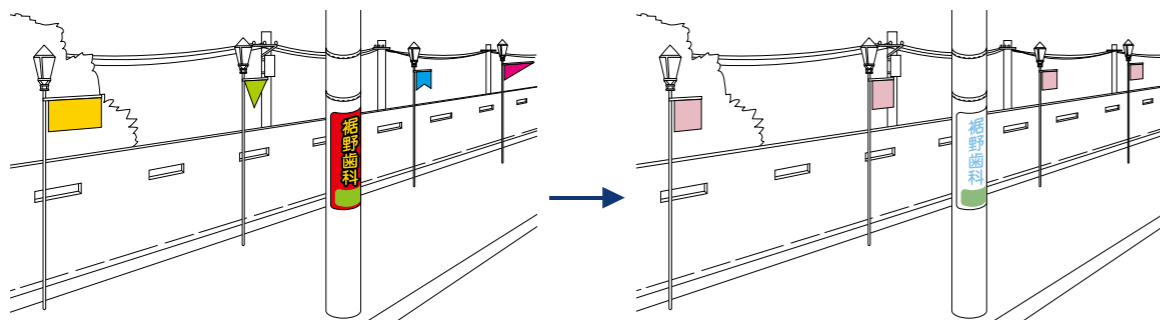
⑥ アーケード広告物

規模	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
形態	・アーケードと一体的なデザインとします。
配置	・複数設置する場合は、位置や大きさを統一させた配置とします。 ・見通しや通行を妨げないものとします。
内容	・最小限の内容とします。 ・普通規制地域での掲出に限ります。
色彩	・地色はアーケードと調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



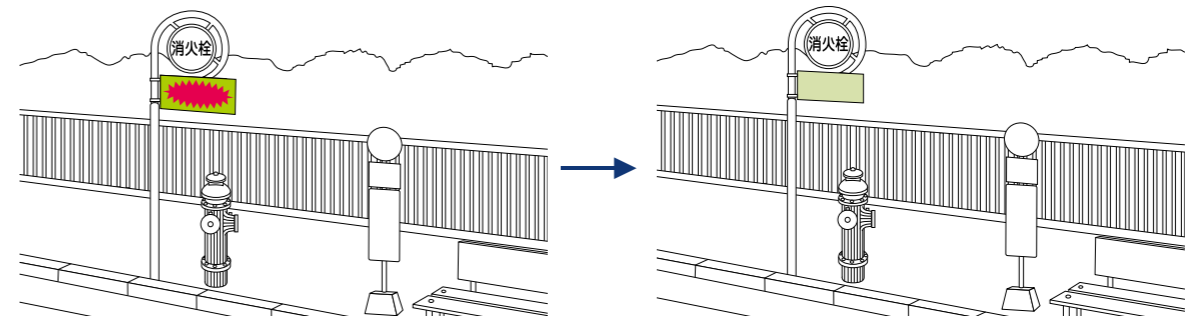
⑦ 電柱・街灯柱等広告物

規模	・最小限の大きさ・数とします。
形態	・電柱、街灯柱と一体的なデザインとします。
配置	・歩車道区分のある道路では、歩道側に設置します。 ・同じ内容を連続して配置しないようにします。 ・見通しや通行を妨げないものとします。
内容	・最小限の内容とします。 ・公共的役割を有しているため、表示内容には特に配慮します。
色彩	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



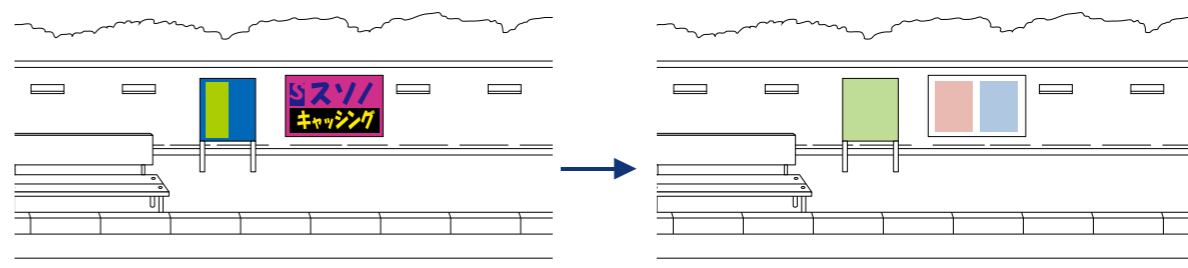
⑧ 消火栓標識柱広告物

規模	・最小限の大きさ・数とします。
形態	・消火栓標識柱と一体的なデザインとします。
配置	・歩車道区分のある道路では、歩道側に設置します。 ・見通しや通行を妨げないものとします。
内容	・最小限の内容とします。 ・公共的役割を有しているため、表示内容には特に配慮します。
色彩	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



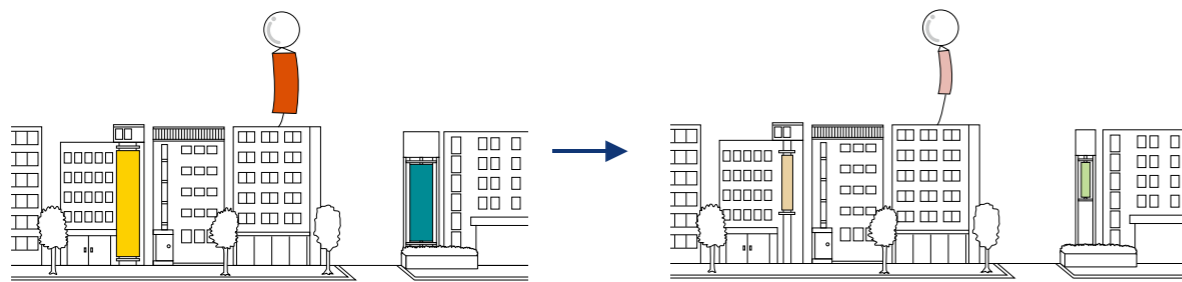
⑨ はり紙・はり札・立看板

規模	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
形態	・紙やベニヤ板、プラスチック板などに表示された簡易なデザインとします。
配置	・電柱や道路標識、信号機、街路灯、ガードレール、橋、街路樹等への表示は禁止されています。 ・工作物への掲出は避け、フレームや掲示板等に集約して配置します。 ・窓面への掲出は、内側からのはり紙も含めてできる限り控えます。
内容	・最小限の内容とします。
色彩	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



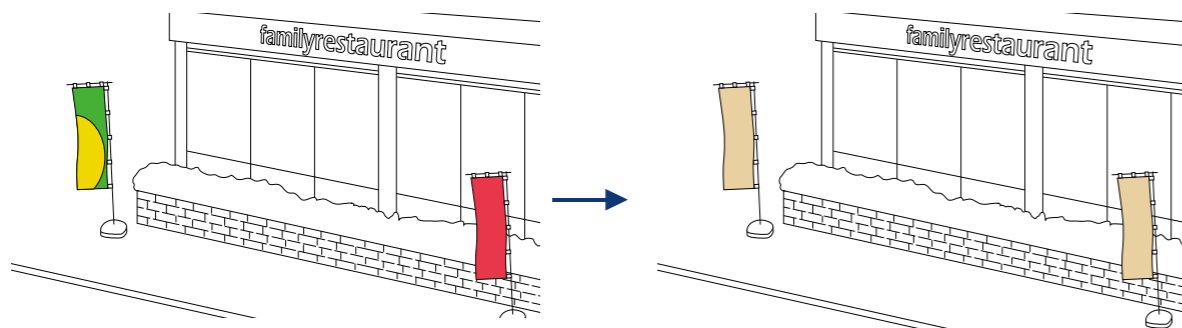
10 アドバルーン・広告幕・広告網

規模	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限でまち並みに適した大きさ・数とします。
形態	・周辺のまち並みの演出に寄与するようなデザインとします。
配置	・強風などの際に危険が生じないよう、安全に配慮して配置します。 ・必要な期間のみの掲出とします。
内容	・最小限の内容とします。
色彩	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



11 のぼり

規模	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
形態	・支柱も含めて素材などを工夫します。
配置	・建物や周辺との調和に配慮し、見通しや交通標識、信号などを遮らないほか、通行の妨げにならないものとします。
内容	・最小限の内容とします。 ・特別規制地域では、自家広告物に限ります。
色彩	・支柱や地色は建物や周辺と調和する色彩とします。多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



色彩の基準

裾野市の自然景観やまち並みと調和するものとなるように、実際に使用する色彩について基本的な考え方を示すものです。

1 地色（ベースカラー）の誘導基準

- ・広告物の地となっている最大の割合を示す色です。
- ・周辺との調和を考慮して、派手な原色は避け、できる限り彩度を低くします。
- ・蛍光塗料や金銀塗料は原則として使用を制限します。
- ・日本工業規格Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとします。

色相	彩度	明度
① OR (≠10RP) ~10R	4.0 以下	3.0 以上
② OYR (≠10R) ~5Y	6.0 以下	
③ ①②以外	2.0 以下	
④ N (無彩色)	—	

2 表示色（アクセントカラー）の誘導基準

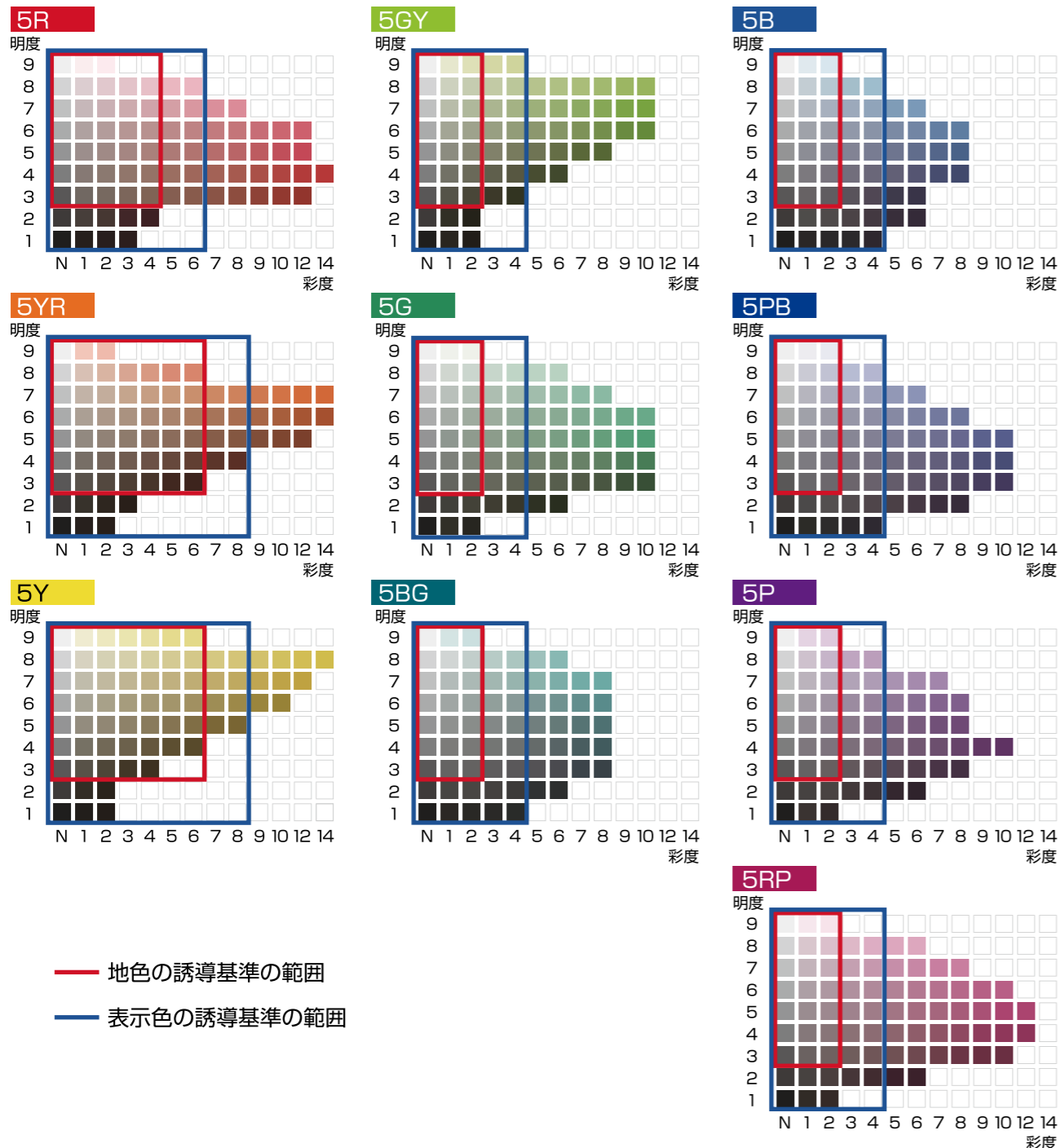
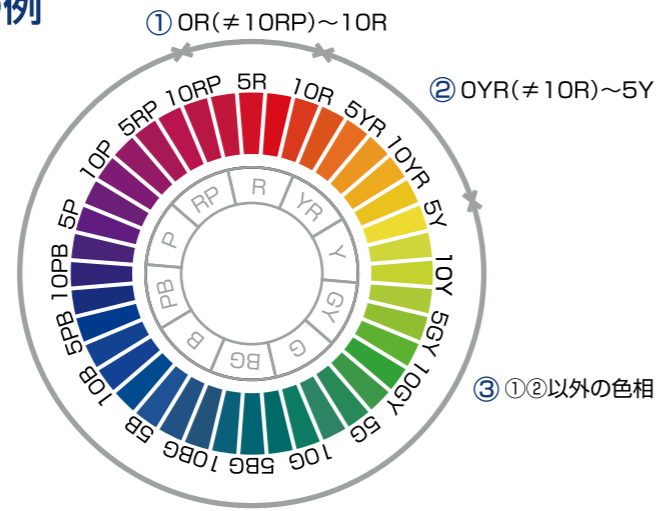
- ・字やマークなど広告物を表示する色で、地色より小さな面積の色です。
- ・周辺との調和を考慮して、派手な原色は避け、できる限り彩度を低くします。使用できる色彩は、屋外広告物の地色の色彩と同様の範囲内とします。
- ・事業所のコーポレートカラーの色や、小さな面積の文字などで用いる鮮やかな色彩などについては、下記基準外の色彩も使用可能とします。
- ・蛍光塗料や金銀塗料は原則として使用を制限します。
- ・日本工業規格Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとします。

色相	彩度	明度
① OR (≠10RP) ~10R	6.0 以下	条件なし
② OYR (≠10R) ~5Y	8.0 以下	
③ ①②以外	4.0 以下	
④ N (無彩色)	—	

3 脚部等の誘導基準

- ・屋外広告物の脚部などは、景観に配慮したものとするため、ダークブラウン系を推奨します。

4 明度・彩度の例



3 許可基準の概要

主な個別基準

地域①は特別規制地域／地域②は普通規制地域(-1は第1種、-2は第2種)

広告塔	広告板	屋上広告
<p>地域①は自家広告物に限る／地域②</p> <p>地域①-1 高さ$H \leq 10m$ 面積$S \leq 30m^2$(一面)</p> <p>地域①-2・② 高さ$H \leq 15m$ 面積$S \leq 30m^2$(一面)</p>	<p>地域①は自家広告物に限る／地域②</p> <p>地域①・② 高さ$H \leq 5m$ 面積$S \leq 30m^2$(全面)</p>	<p>地域①は自家広告物に限る／地域②</p> <p>地域①-1 高さ$h1 \leq 2/3H$ $h1 \leq 5m$ 地域①-2 高さ$h1 \leq 2/3H$ $h1 \leq 10m$ 地域② 高さ$h1 \leq 2/3H$ $h1 \leq 15m$</p>
突出看板	壁面広告物・塀の看板・はり紙・はり札・立看板	
<p>地域①は自家広告物に限る／地域②</p> <p>地域①・②-1 歩道$H \geq 2.5m$ $S \leq 20m^2$(一面) 車道$H \geq 4.7m$ $S \leq 20m^2$(一面)</p> <p>地域②-2 $W \leq 1.5m$ 歩道$H \geq 2.5m$ S制限なし 車道$H \geq 4.7m$ S制限なし</p>	<p>地域①は自家広告物に限る／地域②</p> <p>地域①・②-1 $S1 < 300m^2$の場合 $S2 \leq 1/5S1$ ただし$1/5S1 < 15m^2$の場合15m²まで可 $S1 \geq 300m^2$の場合 $S2 \leq 1/10S1$ ただし$1/10S1 < 60m^2$の場合60m²まで可</p> <p>地域②-2 $S2 \leq 1/5S1$ ただし$1/5S1 < 15m^2$の場合15m²まで可</p>	
道標・野立て案内図板		
<p>地域①／地域②</p> <p>地域①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所、営業所、作業所等が主要な道路に接していない場合その他やむを得ない場合に当該事務所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するもの。 ・事業所等の敷地までの道のりは10km以内。 ・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印は必ず表示。 ・動光(電光掲示)、点滅表示、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)は使用できない。 ・建物の屋上や壁面、塀には設置できない。 ・相互間距離は左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上。 ・案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の1/3以上。 ・写真、絵の面積は、表示面積全体の1/3以下。 ・地の色彩は、彩度8以下、明度3以上。 ・協同看板の表示面積は10m²以内、1者当たりの表示面積は2m²以内。 ・高さは地上5m以下。 <p>地域① $S \leq 6m^2$(全面) $S \leq 3m^2$(一面)</p> <p>地域①5者以上協同 $S \leq 20m^2$(全面) $S \leq 10m^2$(一面)</p> <p>地域② 広告塔・広告板と同じ</p>		

※詳細な基準についてはお問い合わせください。

屋外広告物の規制による例

① 制限範囲の高さで建てた例



地上15m以下の制限による広告塔(静岡市)



地上10m以下の制限による広告塔
(実際は約7m)(富士宮市)

② 特別な規制をしている例

道路沿いの規制



東駿河湾環状道路沿道に特別な規制を設けている
(三島市・東駿河湾環状道路沿道地区屋外広告物誘導整備地区)

地区計画による規制



良好な住環境を形成するため屋外広告物の掲出を制限している
(駿東郡長泉町・駿河平地区計画)

国立公園における規制



国立公園内の環境に配慮し、茶系の色彩に揃えられた広告物(伊東市・富士箱根伊豆国立公園)



屋外広告物の誘導による例

① 乱立する広告物を集約化させた例



(上) 整備前 / (右) 整備後
周辺に乱立する案内広告物を集約化させ、周辺の景観との調和に配慮した(富士宮市)



② 高さや大きさを統一した例



建物に設置されている高さや大きさの統一された複数の広告物(静岡市)



連続する店舗に設置されている高さや大きさの統一された広告物(静岡市)

③ 表示を工夫した例



最小限の表示内容
(静岡市)



落ち着いた色彩と形で業態を表現する広告物(三島市)



伝統的な建築物にあった素材を活かした広告物
(賀茂郡松崎町)